第百二十三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第百八条第四号及び第六号に掲げる事務であって、次に掲げる物資に関するものに関すること（製造産業局の所掌に属するものを除く。）。

鉱物（石油、可燃性天然ガス及び核原料物質を除く。）及びこれに類するもの

重要土石

非金属鉱物製品（石油製品及び可燃性天然ガス製品を除く。）

非鉄金属（軽金属、ニッケル、コバルト、チタニウム及び希有金属を除く。）

第百二十四条を次のように改める。

（燃料環境適合利用推進課の所掌事務）

第百二十四条　燃料環境適合利用推進課は、資源・燃料部の所掌に係る燃料の利用に伴って発生する二酸化炭素の貯蔵その他環境への負荷の程度が低い方法による当該燃料の利用の推進に関する基本的な政策（当該燃料の安定的かつ効率的な供給の確保に資するものに限る。）の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

第百五十九条に次の一号を加える。

四　中小企業等経営強化法の施行に関すること（同法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務及び同法第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務に関することに限る。）。

第百六十二条第三号中「及び同法第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務」を削る。

附　則

この政令は、令和五年七月四日から施行する。

経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十七号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「以下同じ。）及び」を「第三十二条第一号において同じ。）及び」に、「以下同じ。）の」を「同号において同じ。）の」に改め、同条第六号中「自動車の交通に起因して生ずる大気の汚染及び特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する事務に関連するもの」を「モビリティ（自動車、船舶、航空機その他の人及び物の移動を可能とする機器をいう。第三十三条第三号において同じ。）に係るもの（大臣官房の所掌に属するものを除く。）」に改める。

第三十条中「大気環境課」を「環境管理課」に、「自動車環境対策課」を「モビリティ環境対策課」に、「水環境課」を「海洋環境課」に改める。

第三十一条中第四号から第九号までを削り、同条第十号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第三十二条（見出しを含む。）中「大気環境課」を「環境管理課」に改め、同条第一号中「騒音に係る環境基準」を「環境基準及びダイオキシン類環境基準」に改め、同条第二号中「大気の汚染（ダイオキシン類によるものを除く。次号において同じ。）、騒音、振動及び悪臭に係るもの（総務課及び自動車環境対策課」を「モビリティ環境対策課及び海洋環境課」に改め、「。）に限る」を削り、同条第四号を削り、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、「であって、大気の汚染、騒音、振動及び悪臭に係るもの」を削り、「総務課及び自動車環境対策課」を「モビリティ環境対策課及び海洋環境課」に改め、同号を同条第九号とし、同条第二号の次に次の六号を加える。

三　環境の保全の観点からの工場における公害の防止のための組織の整備に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

四　環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設備の整備に関する基準等の策定並びに当該整備に関する援助に関すること（環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。）。

五　環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること（環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。）。

六　環境の保全の観点からの農薬の登録及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。

七　環境の保全の観点からの河川の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること（自然環境局の所掌に属するものを除く。）。

八　水・大気環境局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。

第三十三条（見出しを含む。）中「自動車環境対策課」を「モビリティ環境対策課」に改め、同条第一号中「自動車の交通その他の」及び「（総務課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第二号中「自動車の交通その他の」を削り、同条第三号中「自動車の交通に起因して生ずる大気の汚染及び特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する事務に関連するもの」を「モビリティに係るもの（大臣官房の所掌に属するものを除く。）」に改める。

第三十四条（見出しを含む。）中「水環境課」を「海洋環境課」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　湖沼及び海域における水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項の排水基準の適用に関すること。

第三十四条第二号中「水質の」を「水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定水域における水質の」に改め、「。第六号において同じ」及び「、土壌の汚染及び地盤の沈下」を削り、同条第五号を削り、同条第六号中「（放射性物質による水質の汚濁の状況に限る。）」を削り、同号を同条第五号とし、同条第七号を削り、同条第八号中「河川及び」を削り、同号を同条第六号とし、同条第九号を同条第七号とし、同条第十号中「水（」を「海洋及び湖沼（これらの」に改め、「、土壌及び地盤」を削り、同号を同条第八号とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年七月一日から施行する。

（有明海・八代海等総合調査評価委員会令の一部改正）

2　有明海・八代海等総合調査評価委員会令（平成十四年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「水環境課」を「海洋環境課」に改める。

環境大臣　西村　明宏
内閣総理大臣　岸田　文雄